



島根県報

平成18年3月24日(金)
号外第13号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

規則

医学生地域医療奨学金貸与規則

(医療対策課)

公布された条例等のあらまし

医学生地域医療奨学金貸与規則(規則第14号)

1 規則の概要

- (1) 将来指定医療機関及び特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする医学生等に対し、奨学金を貸与することとした。(第3条関係)
- (2) 奨学金の額は、大学の医学課程に在学する者については月額100,000円、大学院において医学の専門知識を修得しようとする者については月額150,000円とし、入学した月には入学金相当額として282,000円を加算することとした。(第4条関係)
- (3) 奨学金は、医学生等が大学の医学課程又は大学院の課程を修了する日の属する月まで貸与することとし、貸与期間は、正規の修業年限を上限とすることとした。(第5条関係)
- (4) 奨学金の貸与は、書類、小論文、面接等により決定することとした。(第8条関係)
- (5) 奨学金の貸与の決定の取消し及び停止の事由を定めることとした。(第10条関係)
- (6) 被貸与者は、奨学金の貸与が取り消されたとき等は、貸与を受けた奨学金の全額と年10パーセントの割合で計算した額との合計額を一括返還しなければならないこととした。(第12条関係)
- (7) 奨学金の返還の時期及び方法について、特例措置を受けられる事由を定めることとした。(第13条関係)
- (8) 奨学金の返還を猶予する事由及び手続を定めることとした。(第14条関係)
- (9) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定により奨学金の返還債務を免除する場合の従事期間の算定等について定めることとした。(第15条関係)
- (10) 被貸与者、連帯保証人又は被貸与者の相続人が届け出なければならない事項を定めることとした。(第17条関係)

2 施行期日等

平成18年4月1日から施行することとし、貸与の申請については、規則の施行前においても受け付けることができることとした。

規 則

医学生地域医療奨学金貸与規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第14号

医学生地域医療奨学金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、将来県内の医療機関に勤務しようとする医学生等に対し、奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「医学生等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(自治医科大学を除く。以下「大学」という。)の医学を履修する課程(以下「医学課程」という。)に在学する者
- (2) 学校教育法による大学院(以下「大学院」という。)において医学に関する専門知識を修得しようとする者

2 この規則において「指定医療機関」とは、県内の医療機関で次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に定める公的医療機関(以下「公的医療機関」という。)のうち次の者が開設する病院又は診療所
 - ア 県
 - イ 市町村
 - ウ 地方公共団体が組織する組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の組合をいう。以下同じ。)
 - エ 日本赤十字社
 - オ 社会福祉法人恩賜財団済生会
 - カ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会
- (2) 臨床研修指定病院(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けた病院をいう。)
- (3) へき地医療拠点病院(へき地保健医療対策実施要綱(平成13年5月16日付け医政発第529号)に基づき知事の指定を受けた病院をいう。以下同じ。)
- (4) その他前3号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所

3 この規則において「特定地域医療機関」とは、県内の次に掲げる施設をいう。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。)に所在する公的医療機関のうち次の者が開設する病院又は診療所
 - ア 市町村
 - イ 地方公共団体が組織する組合
 - ウ 日本赤十字社
 - エ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会
- (2) 過疎地域に所在するへき地医療拠点病院(独立行政法人国立病院機構を除く。)
- (3) その他前2号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所

(奨学金の貸与)

第3条 県は、将来指定医療機関及び特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする医学生等(へき地医療奨学金貸与規則(平成14年島根県規則第15号)又はしまね医学生特別奨学金貸与規則(平成18年島根県規則第47号)による貸与を受け、又は受けようとする者を除く。)に対し、奨学金を貸与するものとする。

(貸与金額)

第4条 奨学金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、入学した月の奨学金の額は、入学金相当額として282,000円を加算した額とする。

区 分	奨 学 金 の 額	
大学の医学課程に在学する者	月額	100,000円
大学院において医学の専門知識を修得しようとする者	月額	150,000円

(貸与期間)

第5条 奨学金の貸与期間(以下「貸与期間」という。)は、第8条の規定により知事が奨学金の貸与を決定した日の属する月(知事が特に必要と認めた場合には、当該貸与を決定した日の属する年の4月)から、当該貸与を受けた医学生等が大学の医学課程又は大学院の課程を修了する日の属する月までとする。ただし、貸与期間は、正規の修業年限を超えることができない。

(連帯保証人)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする医学生等は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、医学生地域医療奨学金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 大学の在学証明書(大学入学前に申請する者にあつては、大学入学後に速やかに提出すること。)
- (2) 連帯保証人及び家族全員についての市町村長の発行する所得証明書
- (3) 学業及び人物についての所見を記載した大学の学長の推薦書(大学入学前に申請する者にあつては、高等学校長の証明する調査書)
- (4) 医師免許証の写し(第2条第1項第2号に規定する者のうち、当該免許証を取得している者に限る。)
- (5) 臨床研修(医師法による臨床研修をいう。以下同じ。)の修了を証明する書類(第2条第1項第2号に規定する者のうち、臨床研修を修了した者に限る。)
- (6) 小論文(第2条第1項第1号に規定する者のうち、島根大学地域枠推薦入学者を除く。)

(貸与の決定)

第8条 知事は、前条の申請に基づき奨学金を貸与する医学生等を同条第1号から第5号までに掲げる書類、同条第6号の小論文、面接等により決定し、医学生地域医療奨学金貸与決定(不承認)通知書(様式第2号、様式第3号)により、当該医学生等及び当該医学生等が在学する大学の学長に通知する。この場合において、大学入学前に申請した者(この条において「申請者」という。)については、申請者及び申請者が在学する高等学校長に内定した旨を通知する。

(奨学金の交付)

第9条 前条の規定により奨学金の貸与決定通知を受けた医学生等(以下「被貸与者」という。)は、直ちに当該年度の医学生地域医療奨学金交付申請書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

2 被貸与者は、貸与期間中は、毎年3月31日までに翌年度分の医学生地域医療奨学金交付申請書(様式第4号)を、毎年4月15日までに在学する学年を記載した在学証明書を知事に提出するものとする。

3 奨学金は、毎月交付する。ただし、知事が必要であると認めるときは、あらかじめ、数月分を併せて交付することができる。

4 第5条本文の規定により知事が特に必要と認め、貸与期間を4月からとした場合には、前項本文の規定にかかわらず、4月から貸与を決定した日の属する月までの分の奨学金(入学金相当額を含む。)は、貸与の決定後速やかに交付する。

5 第3項ただし書の規定による奨学金の交付を受けようとする医学生等は、医学生地域医療奨学金一括交付申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び停止)

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため大学の医学課程、臨床研修又は大学院の課程を修了する見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

- (4) 指定医療機関に勤務する意思がなくなったことにより、奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 知事は、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで、奨学金の交付を停止する。この場合において、停止された月分の奨学金が既に交付されているときは、当該奨学金は、当該被貸与者が復学した日の属する月の翌月以降の分として交付されたものとする。

(借用証書の提出)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付を受けた奨学金の全額について、借用証書(様式第6号)を提出しなければならない。

- (1) 大学の医学課程を修了したとき。
- (2) 大学院の課程を修了し、又はその修業を中止したとき。
- (3) 前条第1項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。

(返還)

第12条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額と各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で算定した額との合計額(以下「返還債務の額」という。)を一括返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により奨学金の貸与が取り消されたとき。
- (2) 大学の医学課程を修了した日(第2条第1項第2号に規定する者のうち医師免許を取得していない者にあつては、大学院の課程を修了した日)から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 業務上の事由によらない死亡又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき。
- (4) 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる日までに、貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号。以下「条例」という。)第2条の表医学生地域医療奨学金の項に規定する免除の条件を達成できない見込みとなったとき。

ア 第2条第1項第1号に該当する被貸与者 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日

イ 第2条第1項第2号に該当する被貸与者 大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日

2 被貸与者は、前項の規定により奨学金を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、医学生地域医療奨学金返還明細書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(返還の特例)

第13条 被貸与者は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の返還の時期及び方法について特例措置を受けることができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により、大学の医学課程若しくは大学院を修了する見込みがなくなったため貸与の決定を取り消されたとき又は医師の業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるとき。

2 被貸与者は、前項の規定により奨学金を返還しようとするときは、前項各号に掲げる事由が生じた日(第15条第3項の規定により返還債務の額の一部について返還の免除を受けようとする者にあつては、当該免除の決定の通知を受けた日)から起算して14日以内に、医学生地域医療奨学金返還方法承認申請書(様式第8号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い(支払期限は、前項各号に掲げる事由が生じた日から起算して3月以内とする。)又は年賦、半年賦若しくは月賦の均等返還によるものとし、均等返還の期間は、貸与期間を超えることができない。

3 被貸与者は、前項の規定により承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、医学生地域医療奨学金返還方法変更承認申請書（様式第9号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（返還の猶予）

第14条 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない事由（以下「疾病等」という。）により奨学金を返還することが困難であると知事が認めるときは、前2条の規定にかかわらず、疾病等が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

2 被貸与者は、前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、疾病等が生じた日から起算して14日以内に、医学生地域医療奨学金返還猶予申請書（様式第10号）に疾病等を証する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 被貸与者は、疾病等がなくなるまでの間は、毎年1回、4月30日までに医学生地域医療奨学金返還猶予申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（返還の免除）

第15条 条例第2条の表医学生地域医療奨学金の項に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）は、被貸与者が指定医療機関の職員（医師の業務に従事した場合に限る。以下同じ。）となった日の属する月から指定医療機関の職員でなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

2 前項の規定により従事期間を算定する場合において、当該期間中に次の各号に掲げる期間があるときは、その開始日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

(1) 休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間

(2) 臨床研修その他研修を受けることを目的として医師の業務に従事（診療行為を行わないで専ら研修又は研究をすることをいう。）する期間

3 被貸与者は、返還債務の額の全部又は一部について返還の免除を受けようとするときは、条例に規定する事由が生じた日から起算して14日以内に医学生地域医療奨学金返還免除申請書（様式第11号）に当該事由を証する書面を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 被貸与者は、返還債務の額の一部について返還の免除を受けたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、当該免除の決定の通知を受けた日の属する月の翌月末日までに、返還債務の額から返還の免除を受けた額を差し引いて得た額を返還しなければならない。

5 第12条第2項の規定は、前項の規定により返還する場合について準用する。

（延滞金）

第16条 被貸与者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（届出）

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 退学し、休学し、停学の処分を受け、又は復学したとき。

(3) 心身の故障のため大学の医学課程又は大学院の課程を修了する見込みがなくなったとき。

(4) 大学の医学課程を修了したとき。

(5) 医師免許を取得したとき。

(6) 臨床研修を行うこととなったとき又は臨床研修を修了し、若しくは中止したとき。

(7) 大学院の課程を修了し、又はその修業を中止したとき。

(8) 指定医療機関の職員となったとき又は指定医療機関の職員でなくなったとき。

- (9) 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
 - (10) 連帯保証人を変更したとき。
 - (11) 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- 2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したとき又は医師の業務に従事することができなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条に規定する貸与の申請については、この規則の施行前においても受け付けることができる。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな
申請者 氏 名
(本人)

印

医学生地域医療奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、医学生地域医療奨学金貸与規則第7条の規定により、関係書類を添えて提出します。
なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、指定医療機関に所定の期間勤務することを誓います。

本 人	ふりがな			大学及び 大学院名等	大学 学科 学年在学					
	氏名									
	生年月日及び 年齢	年 月 日生 (満 歳)		出身学校	年 月 卒業・卒業見込み 立 高等学校					
	現住所及び電 話番号	〒 () -								
	医籍登録番号及び 登録年月日(既登 録者のみ)	(号) 年 月 日登録	臨床研修期間 (修了者のみ)	年 月 日から 年 月 日まで						
	帰省先住所及 び電話番号	〒 () -								
家 族 の 状 況	続柄	氏名	年齢	就労の有無	所得の区分	学 校 種 別	国公立又 は私立の 別	自宅通学又 は自宅外通 学の別	生計主体者と 住 居	生 計
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
連 帯 保 証 人	氏名			生年月日						
	住 所	〒						続柄		
	電 話 番 号	() -								
	氏名			生年月日						
住 所	〒						続柄			
電 話 番 号	() -									

添付書類

- 大学の在学証明書(大学入学前に申請する者は、大学入学後速やかに提出すること。)
- 市町村長が発行する所得証明書(連帯保証人及び家族全員)
- 学業及び人物について所見を記載した大学の学長の推薦書(大学入学前に申請する者は、出身高等学校長の証明する調査書)
- 医師免許証の写し及び臨床研修を修了したことを証明する書類(大学院生のうち該当者に限る。)
- 小論文(島根大学地域枠推薦入学者を除く。)

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

様

島根県知事

印

医学生地域医療奨学金貸与決定(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった医学生地域医療奨学金の貸与については、下記のとおり決定し(不承認になっ)たので、医学生地域医療奨学金貸与規則第8条の規定により通知します。

記

1 決定

決定番号	号
貸与月額	円 (ただし、入学金相当額 円)
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 不承認

理由

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

様

島根県知事

印

医学生地域医療奨学金貸与決定(不承認)通知書

このことについて、(先に貴職から推薦のあった)下記の者は、医学生地域医療奨学金を貸与することを決定(不承認)としましたので通知します。

記

1 決定

氏 名	
決定番号	号
貸与月額	円 (ただし、入学金相当額 円)
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 不承認

理由

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
決定番号 -

年度医学生地域医療奨学金交付申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第9条の規定により、 年 月から 年 月までの奨学金として下記金額の交付を申請します。

記

金 円

様式第 5 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
決定番号 -

医学生地域医療奨学金一括交付申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第 9 条第 3 項ただし書の規定により、下記のとおり奨学金の一括交付を申請します。

記

交付を受けようとする月分	年 月分	円
	年 月分	円
	年 月分	円
計	月分	円
月分の交付を受けようとする理由		

様式第6号(第11条関係)

借 用 証 書

収入印紙

金 円

ただし、医学生地域医療奨学金貸与規則により貸与を受けた奨学金(年 月分から 年 月分まで)

上記金額借用しました。

年 月 日

本 人 住 所
氏 名
決定番号

印

連帯保証人 住 所
氏 名

印

連帯保証人 住 所
氏 名

印

島根県知事 様

様式第 7 号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

本 人 住 所
氏 名 ⑩
決定番号 -

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

医学生地域医療奨学金返還明細書

貸与を受けた奨学金を下記により返還します。

記

貸与を受けた期間 (休学又は停学により貸与が 休止された期間)	年 月から 年 月まで 月間 (年 月から 年 月まで 月間)
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 期 日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 印
決定番号 -

医学生地域医療奨学金返還方法承認申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第13条第2項の規定により、下記のとおり奨学金の返還の特別措置を受けたいので承認されるよう申請します。

記

貸与を受けた期間 (休学又は停学により貸与が 休止された期間)	(年 月から 年 月まで 年 月から 年 月まで 月間 月間)
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了(見込み)年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還をしたい理由	

様式第 9 号 (第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 印
決定番号 -

医学生地域医療奨学金返還方法変更承認申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第13条第 3 項の規定により、下記のとおり奨学金の返還方法を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更前

貸与を受けた期間 (休学又は停学により貸与が 休止された期間)	年 月から 年 月まで 月間 (年 月から 年 月まで 月間)
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1 回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了 (見込み) 年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還したい理由	

2 変更後

返 還 方 法 及 び 返 還 額	年賦 半年賦 月賦 円
変更しようとする理由	
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了 (見込み) 年月日	年 月 日

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 -

医学生地域医療奨学金返還猶予申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第14条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

返 還 債 務 の 額	金 円
医籍登録番号(登録年月日)	(年 月 日)
在職する医療機関等の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類

上記理由を証明する書類

様式第11号 (第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 -

1

医学生地域医療奨学金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた奨学金の全部 (一部) について返還の免除を受けたいので、医学生地域医療奨学金貸与規則第15条第 3 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた奨学金の総額	金	円
返還未済の返還債務の額	金	円
免除を受けようとする額	金	円
在職した指定医療機関の名称及び在職期間	機 関 の 名 称	従 事 期 間
医籍登録番号 (登録年月日)	(年 月 日)	
休職又は停職の有無及び期間 (業務に起因する休職を除く。)		
業務に起因する死亡又は退職についての事実		
業務に起因する死亡又は退職の年月日	年 月 日 (死亡 ・ 退職)	
災害、疾病その他やむを得ない事由		

注 該当しない事項欄には - 印を記入すること。

添付書類

- 1 在職した指定医療機関の名称及び従事期間を記載した在職証明書
- 2 医師免許証の写し
- 3 休職 (業務に起因する休職を除く。) 又は停職及びその期間を証明する書類
- 4 業務に起因する死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書

